

平成30年度入札契約制度の改正について

平成29年12月21日

1 社会保険等未加入対策

建設業の担い手の確保等を図り、建設工事の元請業者が社会保険等（健康保険，厚生年金保険及び雇用保険）に未加入の建設工事業者を下請負人とすることを原則禁止します。（現行：一次下請負人のみ禁止）

なお，平成30年4月1日以降に公告等を行う建設工事を対象とします。

※ 違反した元請業者に対しては，下請契約の請負金額に応じた制裁金請求，指名停止，工事成績評定減点を行います。

なお，平成30年10月1日以降に公告等を行う建設工事を対象とします。

2 W T O対象工事における受注制限の見直し

地元業者の受注機会の拡大等を図り，低入札価格調査対象工事（許容価格1億円以上）を調査基準価格未満で落札し，履行中等であっても，新たにW T O（特定調達契約）対象工事（平成29年度現在 許容価格24億7千万円以上）を調査基準価格未満で落札できるものとします。

また，W T O対象工事を調査基準価格未満で落札し，履行中等であっても，新たに低入札価格調査対象工事を調査基準価格未満で落札できるものとします。

なお，平成30年4月1日以降に公告するW T O対象工事を対象とし，共同企業体の場合は，各構成員も含まれます。

3 協力雇用主の雇用に対する主観点の加算

刑務所出所者等の再犯の防止を図り，岡山市競争入札参加資格審査（建設工事部門）において，岡山保護観察所に協力雇用主として登録され，過去2年間に同一の保護観察対象者等を継続して3ヶ月以上雇用した実績がある建設工事業者（市内及び準市内業者）に新たに主観点数として，4点加算します。

なお，平成30年4月から実施します。

※ 「保護観察対象者等」とは，更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察対象者及び同法第85条に定める更生緊急保護の対象者をいいます。

この改正についての問い合わせ先は，次のとおりです。

岡山市財政局契約課 Tel(086)803-1195

Fax(086)803-1736

E-mail:keiyaku@city.okayama.lg.jp